

6. 報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合の実施の内容等又はその結果等を公表する旨

本報告書作成以降は、事後調査計画書等に基づく施設供用時の事後調査及び保全措置に移行し、状況に応じて必要な措置を講じるとともに、すべての事後調査が終了した時点で、施設供用時における環境影響評価の検証を行う。

事後調査結果については、施工時と同様、鳥取県東部広域行政管理組合ホームページにおいて、毎年6月頃を目途に毎年度実施した事後調査結果を公表予定である。